

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

第11 準備書面

2025年2月20日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田 善

同 井 桁 大

同 谷 口 太

同 亀 石 倫 子

同 西 愛 礼

原告は本準備書面において、第 10 準備書面で主張した、本件各規定が治者と被治者の同一性理念および普通選挙原則という客観的な法制度に違反し、違憲・無効であるとする新たな請求原因（以下「本件新請求原因」）について、請求の趣旨との関係および従前の請求原因との優先順位に関する主張を補充する。

第 1 本件新請求原因と請求の趣旨の関係

原告は従前、訴状記載の①本件地位確認の訴え、②本件違法確認の訴え、③国家賠償請求の各請求の違憲事由を構成する 3 つの請求原因に基づく主張を行ってきた。具体的には、(1)被選挙権侵害（憲法前文、1 条、15 条 1 項、同条 3 項、44 条但書、92 条、93 条違反）、(2)年齢を基準とした被選挙権の差別的取り扱い（憲法 44 条但書違反）、(3)町村総会を設置する自治体に居住するか否かを基準とした被選挙権および政治参加権の差別的取り扱い（憲法 14 条 1 項、44 条但書違反）を根拠とするものである。

本件新請求原因は、訴状記載の上記①乃至③の請求のうち、①②の本案における違憲事由、③の「違法」性（国家賠償法 1 条 1 項）を基礎付ける主張であるという点で、従前の請求原因(1)乃至(3)と共通する。

他方で、本件新請求原因は、制度的保障に対する違反を問題とする点で従前の請求原因とは性質が異なる。治者と被治者の同一性理念（前文、1 条、15 条 1 項等）と普通選挙原則（憲法 15 条 1 項、同 3 項、同 44 条等）は、選挙権を有する者は被選挙権もまた有することを制度として保障する。従前の請求原因と本件新請求原因は、従前の請求原因が原告らに被選挙権が憲法上保障されることを前提として、原告らの基本権侵害または被選挙権に関する差別的取り扱いを主張するのに対して、本件新請求原因は、原告らに被選挙権が憲法上保障されていない、または本件各規定が被選挙権を制約していないと判断された場合に備えて、本件各規定が、客観的な上記各「制度」に違反するという点を主張の前提とする点で異なっている。

なお、国家賠償との関係で、従来の請求原因では権利侵害の対象は被選挙権そのものだったが、新請求原因は、被選挙権の侵害を前提とするものではないから、権利侵害の対象が異なり、新請求原因事実における被侵害利益は、立候補を含む民主主義過程への参加によって享受される参政の利益となる。この利益は、政治活動の自由に由来し、その要保護性は極めて高い。国家賠償法上の違法性は「民法不法行為法でいう行為の不法性、すなわち、『私権もしくは法的に保護されるべき私的利益の侵害行為』を指す」と解される（室井力他『コンメンタル行政法Ⅱ 行政事件訴訟法・国家賠償請求法』（日本評論社、2003年）411頁）。最高裁は政治活動の自由（憲法21条1項）について「この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的な権利であり、民主主義社会を基礎付ける重要な権利」（最判平成24年12月7日刑集66巻12号1337頁）であると判示した。立候補を通じて国のあり方に意見を表明し直接関与することは、政治活動そのものである。原告らの参政の利益は、民主主義社会を支える根幹的な利益であり、その侵害は国家賠償請求の対象となる「法律上保護される利益」（民法709条参照）に該当することは明らかである。

以上のとおり、本件新請求原因と従前の請求原因は、いずれも訴状記載の①乃至③の請求を基礎付ける。

第2 本件新請求原因は予備的請求原因である

本件新請求原因は、従前の請求原因(1)乃至(3)が成り立つことを前提としつつ、仮に原告らに被選挙権が憲法上保障されていない、または本件各規定が被選挙権を制約していないと判断された場合に備えて、それらが認められない場合であっても、少なくとも本件新請求原因は成り立つとの趣旨で主張する予備的請求原因である。したがって、まず従前の請求原因について優先的に判断を行うよう求める次第である。

以上